

必要添付書類一覧表

必要添付書類		摘要
1	船舶検査証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載の船舶の長さは、これによる。
2	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 資料7位置図（記載例）を参考に、位置図に係留位置を記載する。防波堤、護岸等の恒久的地物からの距離も示し、係留位置を特定する。
3	見取り図	<ul style="list-style-type: none"> 資料8見取り図（記載例）を参考に、係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材、桟橋、渡橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮尺で作図する。 船舶、桟橋及び渡橋の長さ及び幅も記載する。
4	写真	<ul style="list-style-type: none"> 小型船舶用泊地等を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物の全てを写したもの。 <p>※資料10写真（撮影例）のとおり、係船環の写真も必要</p>
5	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団等に該当することはないこと等について誓約する。
6	構成員内訳書	<ul style="list-style-type: none"> プレジャーボート組合等の代表者が申請する場合に限る。 構成員の氏名及び住所並びに所有船舶を明示する（様式任意）。
7	その他必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> 1～6の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求める。

※ 添付書類も1部提出してください。

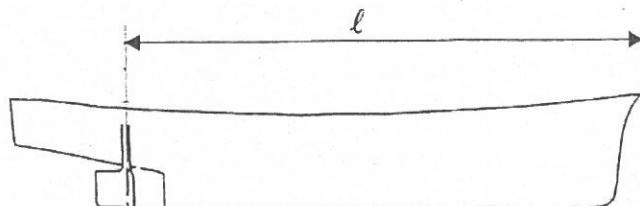
(裏面)

船舶の全長	船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。
船舶の長さ	小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。全長とは異なり、下図により算定されます。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数5トン以上20トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶については、当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。

【 船 舶 の 長 さ 】

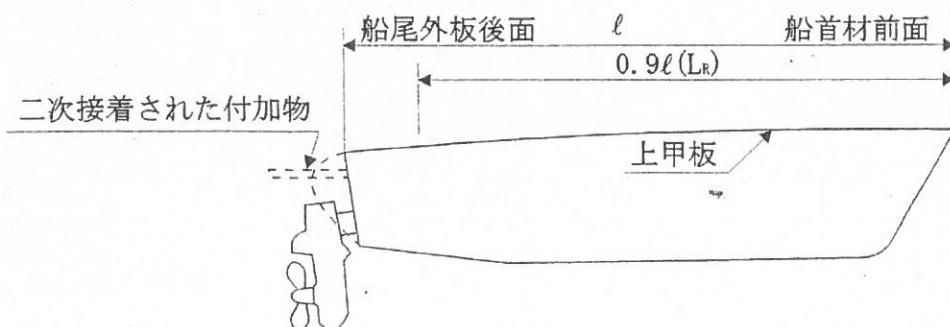
1 舵の有る船

$$\ell = \text{船の長さ}$$



2 舵の無い船（船外機等）

$$\ell (\text{船の長さ}) \times 0.9 = \text{船舶の長さ}$$



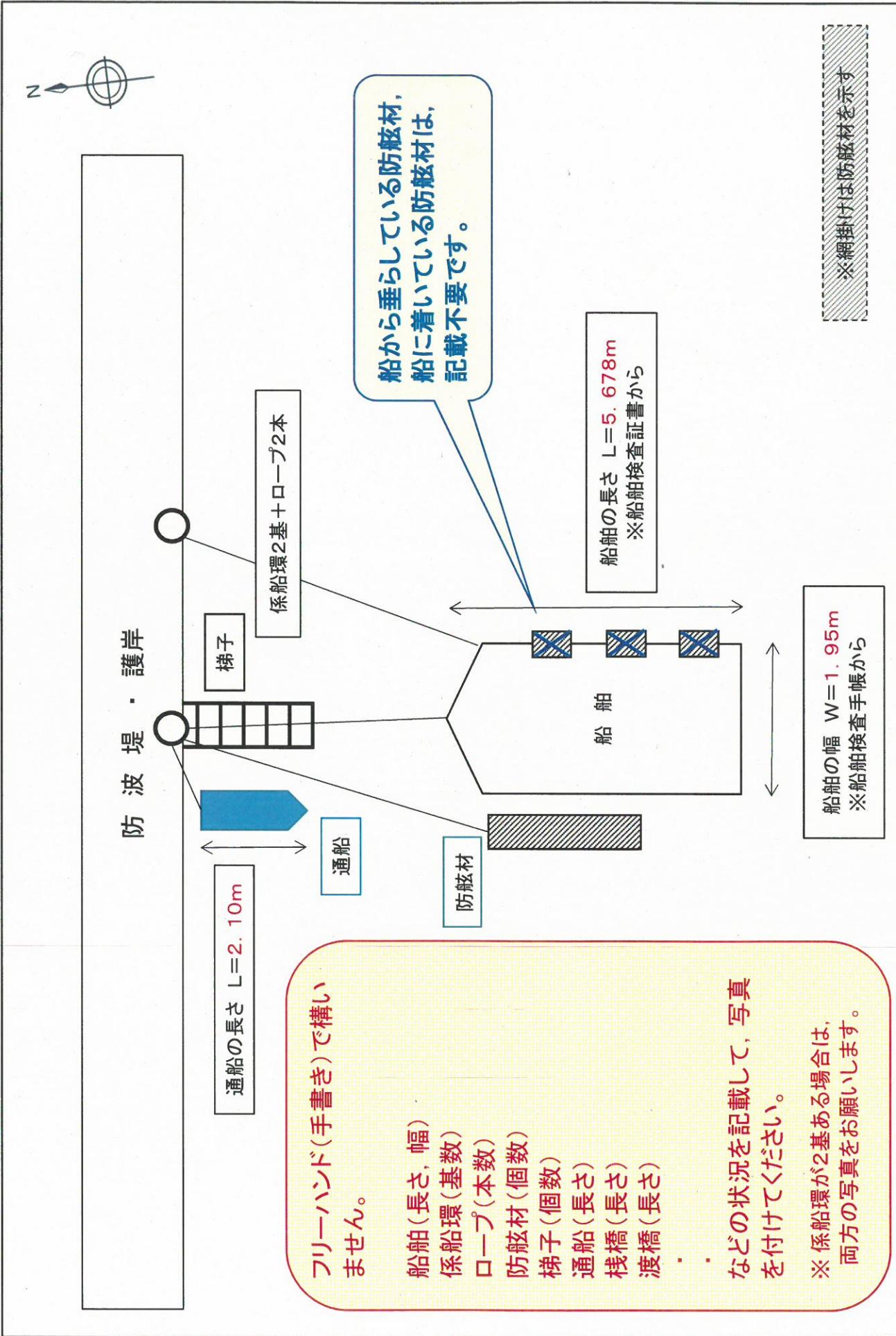
位置図<<記載例>>

資料7

図郭番号	調査区域区分	河川名	港湾名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
3	港湾単独		三高港	高祖多目的集会所	平成30年7月18日	1/970	31	2/2



見取り図 《記載例》



《記載例》

誓 約 書

令和〇年 〇月 〇日

広島県広島港湾振興事務所長 様

住所 広島県江田島市江田島町□□〇〇番地

氏名 江田島 太郎

押印は不要

生年月日 昭和〇 年〇 月 〇日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

《記載例》

誓 約 書

令和〇年 〇月 〇日

広島県広島港湾振興事務所長 様

所在地 広島県江田島市江田島町口口〇〇番地

商号又は名称 株式会社 〇〇産業
代表者氏名 代表取締役 三原太郎

押印は不要

当社役員及び社員は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

写真 <撮影例>

※係船環×3基、ロープ×4本、防舷材×1基（船から垂らしている小さい防舷材は除く）

資料 10

